

神戸市立医療センター中央市民病院  
松本アレルギー疾患研究助成金事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は神戸市立医療センター中央市民病院が故松本以志氏からの寄附金を財源として、アレルギー疾患研究を適切かつ円滑に行うために定めるものである。

(事業)

第2条 この要綱のアレルギー疾患研究助成金事業は、最新の研究成果を取り入れつつ、臨床の診断、治療に応用していく研究を行うものとする。

(予算及び経理)

第3条 アレルギー疾患研究助成金事業の費用は、事業実施年度における地方独立行政法人神戸市民病院機構予算で定めるものとする。

2 アレルギー疾患研究助成金事業の財源は、故松本以志氏からの寄附金（以下「寄附金」という。）、及び寄付金を地方独立行政法人神戸市民病院機構基金（以下「基金」という。）に積み立てて得た運用益をもってあてることとする。

(事業の実施)

第4条 新たに事業の実施を希望する者は「実施計画書」（様式第1号）及び関係資料を添付し、院長まで申請するものとする。

2 院長は実施する事業の決定を行い、申請者に「決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

3 院長は事業が目的に逸脱して実施されていると判断した場合は事業の決定を取り消すことができる。

(実績の報告)

第5条 事業の実施決定の通知を受けた者（以下「事業遂行者」という。）は事業を終了したときまたは次年度の4月15日までに当該年度の事業実績を「研究成果報告書」（様式自由）、「経費執行報告書」（様式第3号）、及び「請求書」（様式第4号）により院長まで報告しなければならない。また、次年度以降も継続して事業を実施する者でこの報告がない場合は、自動的に次年度の申請を却下するものとする。

2 事業遂行者は院長より指示を受けた研究課題における事業実績については神戸市立病院紀要に投稿しなければならない。ただし、次の第6条に該当する場合はこの限りでない。

3 本事業からの研究助成を受けた学術論文には、本事業からの研究助成金によった旨を謝辞として記載するものとする。

(事業の変更及び中止)

第6条 事業遂行者はやむを得ない事由により、その事業の変更、中止及び実施できなくなった場合には速やかに院長に報告し、承認を受けなければならない。

(経費の要求)

第7条 事業遂行者は事業の実施に必要な経費を「経費執行報告書」(様式第3号)、及び「請求書」(様式第4号)により要求するものとする。

(事業費の返還等)

第8条 院長は次の場合には事業遂行者に対し、事業費の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) その研究助成金事業を中止した場合
- (2) その研究助成金事業がやむを得ない事由により実施できなくなった場合
- (3) 研究助成金事業費が事業実施計画書に定められた目的以外に使用された場合
- (4) 要綱に違反し、又は虚偽の報告を行なった場合

(庶務)

第9条 松本アレルギー疾患治療研究助成金事業の庶務は神戸市立医療センター中央市民病院臨床研究推進センター研究推進部門学術研究推進部が行うものとする。

2 本事業の英文名は” Matsumoto Allergy and Immunology Research Fund”とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項が生じたときは院長が決定するものとする。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。